

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

静岡市いきいき交流まちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡市

3. 地域再生計画の区域

静岡市の全域

4. 地域再生計画の目標

静岡市は、北は 3,000m 級の高山が連なる南アルプスから南の駿河湾までの広大な市域を有し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれているところです。

産業面では、商業、サービス業などの第 3 次産業や港湾関連産業、工業も盛んで、商業都市としての性格と駿河湾臨海工業地帯の中心としての顔を併せ持っています。また、全国一のお茶の集散地となっています。

工業面では、湾岸を中心とした、金属、機械、造船、木材、食料品などの製造や、家具、雑具、雛人形、プラスチックモデル、サンダル、仏壇、仏具などの地場産業、農業面では、茶、みかん、いちご、バラ、わさび、しょうが、枝豆などが特産品として生産されています。

観光資源としては、山間部では、南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園や良質な温泉などが、南部には今川氏・徳川氏ゆかりの駿府城跡、静岡浅間神社、日本平や三保の松原、山岡鉄舟や清水次郎長にゆかりの寺院群、久能山東照宮、登呂遺跡など、多くの史跡や風光明媚な自然景観などに恵まれています。

また、平成 17 年 4 月 1 日、静岡市は政令指定都市となり、静岡市内の各地域の魅力が触れ合い、交流することで新しい魅力や価値を創造する「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を目標に掲げ、更なる飛躍を目指しています。

静岡市は、商業・経済活動が盛んな都市地域と南アルプスを代表とする豊かな自然を有する森林地域をあわせ持っているという特徴があります。森林は、木材の生産だけでなく、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など市民生活にとって大切な働きをしているとともに、人々のリフレッシュの場としての役割も期待されています。この特色を活用し、今後さらに本市が新たな都市として飛躍していくためには、都市地域や山間地・中山間地域が交流し、それぞれの魅力を高めあっていくことが必要です。

しかしながら、この山間地・中山間地域に暮らし地域の魅力を継承する人々は年々減少の傾向にあり、さらに近年の木材価格の低迷、農林業後継者の減少などといった農林業をとりまく社会的条件が厳しいこと等から、適切な森林施業や耕作が困難な状況となっており、農山村地域における環境保全が危惧されるだけでなく、地域の魅力の喪失についても懸念されています。

このようなことから、静岡市では、この課題に対峙すべく、森林環境基金事業をはじめとする各種農林業施策を展開し環境整備を支援するほか、森林公園や交流センター等の整備を行うとともに、こ

れら施設を交流拠点とする地域と他の観光資源や中心市街地等とのアクセス改善を進め、山間地・中山間地の魅力を再確認し高めていくこととしています。

このため、地域の重要なインフラである道路及び林道等を効果的に整備することにより、山間地・中山間地域の振興と地域間交流の促進を図り、『いきいき交流まちづくり』を推進します。

- (目標1) 道路整備による走行快適性の向上(時間短縮率42%)
- (目標2) 道路整備による渋滞ポイントの緩和(緩和率23%)
- (目標3) 農林業の振興(間伐実施年平均面積46%の向上)
- (目標4) 観光交流客数の増加(観光レクリエーション客数17%の増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

山間地・中山間地における交流促進を図るため、高山・市民の森や清水森林公園、賤機都市山村交流センターの整備、体験型観光の振興を進める。

さらに、各施設等の効率化や利便性を高めるため以下のとおり基盤整備を進める。

静岡市葵区落合地区と葵区足久保地区を結ぶ「林道有渡沢線」、葵区落合地区と藁科地区を結ぶ「林道檜ノ木峠線」を整備することにより、森林施業の効率化、両地域間の交流活性化、被災時における代替路としての機能が確保される。

また、東名高速道路と第二東名自動車道の連絡路に開設予定の(仮称)伊佐布I.Cにアクセスする「市道庵原町杉山2号線(市道認定H10.10.2)」の整備により交流人口の拡大を図る。本市の南北軸を補完する「市道国吉田瀬名線(市道認定H12.3.6)」と東西軸を補完する「市道丸子池田線(市道認定H16.10.12)」の整備により交通を分散化し、渋滞を緩和させる。「市道茂野島高山2号線(市道認定H3.7.12)」の整備により、清水森林公園への交通利便性を向上させる。葵区麻機地区におけるあさはた緑地の整備と併せ「市道有永漆山線(市道認定S62.3.27)」を整備し、公園への利便性を発揮させる。さらに、これら市道・林道にアクセスする県道の整備を促進し、効果的なネットワークを構築する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[市道]

- ・ 事業主体 静岡市
- ・ 施設の種類 市道
- ・ 事業区域 静岡市
- ・ 事業期間 平成17年度～21年度
- ・ 事業費 26億600万円(うち交付金13億300百万円)
- ・ 整備量 2.6km

[林道]

- ・ 事業主体 静岡市
- ・ 施設の種類 林道

- ・ 事業区域 静岡市
- ・ 事業期間 平成 17 年度～21 年度
- ・ 事業費 6,700 万円（うち交付金 3,350 万円）
- ・ 整備量 2.3 k m

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「いきいき交流まちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・ 高山・市民の森整備事業（森林整備、展望台等、ふれあいの場となる森林活動拠点の整備）
- ・ 清水森林公園整備事業（管理センター等、交流拠点の整備）
- ・ 賤機都市山村交流センター整備事業（交流センター、屋外トイレ等、交流拠点の整備）
- ・ いきいき森林づくり推進事業（間伐の推進や森林教室、各種イベントの開催）
- ・ 体験型観光の振興（農林水産業体験を主とした観光プログラムの開発、顧客の誘致）
- ・ 国道道の整備促進（山間地・中山間地の基幹道路の整備）

6 . 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、静岡市が計画終了後に状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。

（添付資料目次）

- （付録 1）地域再生計画の区域図面
- （付録 2）地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
- （付録 3）道整備交付金による施設整備の整備箇所図面
- （付録 4）地域再生計画の全体像を示すイメージ図